

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年4月26日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 定期監査

市議会事務局  
選挙管理委員会事務局  
公平委員会事務局  
農業委員会事務局  
固定資産評価審査委員会事務局  
会計室

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村晃義様  
八尾市議会議長 林洋雄様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 大松桂右  
同 田中裕子

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

平成19年1月12日から平成19年3月28日まで

#### 2 監査の対象部局

市議会事務局

#### 3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成17年度及び18年度上半期の事務事業

#### 4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

#### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 文書事務について

- (1) 伺書において決裁日、施行日などの記入のないもの、鉛筆で記入されているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 文書処理簿において、処理経過欄等が未記入なものや受発者印の漏れが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。

2 契約事務について

随意契約において、適用条項が適当でないものや未記入なものが見受けられたので改められたい。

3 備品及び備品台帳の管理について

備品台帳より抽出し現品と照合したところ、おおむね適正に管理されていると認められた。

八尾市長 仲村晃義様  
八尾市議会議長 林洋雄様  
八尾市選挙管理委員会  
委員長 森田道昭様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 大松桂右  
同 田中裕子

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

平成19年1月12日から平成19年3月28日まで

#### 2 監査の対象部局

選挙管理委員会事務局

#### 3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成17年度及び18年度上半期の事務事業

#### 4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

#### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

## 1 文書事務について

- (1) 伺書において、施行日等の記入のないもの、鉛筆で記入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 文書の収受において受付処理を行っていないもの、文書処理簿において相手方公文書番号及び受発者印がないものなどが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。
- (3) 大阪府委託金に係る交付申請及び精算報告において、一部決裁手続を行わず処理されていたものが見受けられたので、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程及び八尾市事務処理規程に基づき適正に処理されたい。

## 2 契約事務について

- (1) 随意契約による業務委託契約において、適用条項及び理由が明記されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 随意契約においては、原則として2者以上から見積書を徴することとなっているが、契約相手方からしか徴していないものや、複数の業務について同一業者から見積書を徴し契約されているものが見受けられた。価格の適正性や公平性を確保する観点から、見積書の徴取方法や契約方法について改められたい。

## 3 備品等の管理について

備品台帳より抽出し現品と照合したところ、選挙関係の備品について選挙管理委員会独自のラベルを貼付し備品の管理をされているものの、市共通の備品番号シールを貼付されていないものが見受けられたので、貼付するよう努められたい。

八尾市長 仲村晃義様  
八尾市議会議長 林洋雄様  
八尾市公平委員会  
委員長 飯田祐子様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 大松桂右  
同 田中裕子

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

- 1 監査の実施期間  
平成19年1月12日から平成19年3月28日まで
- 2 監査の対象部局  
公平委員会事務局
- 3 監査の対象事項及び範囲  
監査の対象事項 財務事務等  
監査の範囲 平成17年度及び18年度上半期の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点  
財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果  
財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

八尾市長 仲村晃義様  
八尾市議会議長 林洋雄様  
八尾市農業委員会  
会長 中田直良様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 大松桂右  
同 田中裕子

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

平成19年1月12日から平成19年3月28日まで

#### 2 監査の対象部局

農業委員会事務局

#### 3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成17年度及び18年度上半期の事務事業

#### 4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

#### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

手数料等の納入について

証明手数料及び諸証明用紙売却代金について、1 ヶ月ごとに金融機関に納入されているが、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改められたい。



八尾市長 仲村晃義様  
八尾市議会議長 林洋雄様  
八尾市固定資産評価審査委員会  
委員長 西崎宏様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 大松桂右  
同 田中裕子

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

- 1 監査の実施期間  
平成19年1月12日から平成19年3月28日まで
- 2 監査の対象部局  
固定資産評価審査委員会事務局
- 3 監査の対象事項及び範囲  
監査の対象事項 財務事務等  
監査の範囲 平成17年度及び18年度上半期の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点  
財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果  
財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

八尾市長 仲村晃義様  
八尾市議会議員 林洋雄様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 大松桂右  
同 田中裕子

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

- 1 監査の実施期間  
平成19年3月1日から平成19年3月28日まで
- 2 監査の対象部局  
会計室
- 3 監査の対象事項及び範囲  
監査の対象事項 財務事務等  
監査の範囲 平成17年度及び18年度上半期の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点  
財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果  
財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。  
なお、既に例月現金出納検査で検査済の収支伝票等については、今回の監査より除外した。

1 文書事務について

伺書において、施行日、完結日の記入のないもの、廃棄年月の誤っているものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。

2 契約事務について

随意契約において、適用条項を誤っているものが見受けられたので改められたい。

3 出納員等に対する保管現金等の検査について

出納員等が保管している現金等の管理状況については、適宜実地検査により確認されているが、引き続き公金等の適正な管理が図られるよう、指導を徹底されたい。

4 共通消耗品及び備品の取り扱いについて

- (1) 共通消耗品の物品交付要求票において、主管出納員欄に出納員でなく担当者の押印がされているもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められるよう指導されたい。
- (2) 共通消耗品及び備品の在庫については、おおむね適正に管理されていると認められた。

5 備品及び備品台帳の管理について

備品台帳より抽出し現品と照合したところ、おおむね適正に管理されていると認められた。